

令和3年第7回（12月）吉川市議会定例会

議 案 書

吉 川 市

★この議案書は個人情報に配慮するため一部加工しています

No.	議案番号	件名	頁
1	報告第4号	専決処分事項の承認について	1
2	報告第5号	専決処分事項の承認について	17
3	第67号議案	吉川市こども発達センター条例の一部を改正する条例	34
4	第68号議案	吉川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	38
5	第69号議案	吉川市市民プール条例の一部を改正する条例	57
6	第70号議案	市長及び副市長の給与等に関する条例及び吉川市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	60
7	第71号議案	《《上程取りやめのため欠番》》	—
8	第72号議案	財産の無償貸付けについて	66
9	第73号議案	工事請負契約の締結について	67
10	第74号議案	工事請負契約の変更契約の締結について	68
11	第75号議案	工事請負契約の変更契約の締結について	69
12	第76号議案	工事請負契約の変更契約の締結について	70
13	第77号議案	工事請負契約の変更契約の締結について	71
14	第78号議案	損害賠償の額を定めることについて	72
15	第79号議案	市道の路線廃止及び認定について	73
16	第80号議案	公平委員会委員の選任について	77
17	第81号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任について	79
18	第82号議案	第6次吉川市総合振興計画（基本構想）を定めることについて	81
19	第83号議案	令和3年度吉川市一般会計補正予算（第10号）	—
20	第84号議案	令和3年度吉川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	—
21	第85号議案	令和3年度吉川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	—
22	第86号議案	令和3年度吉川市介護保険特別会計補正予算（第3号）	—
23	第87号議案	令和3年度吉川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	—

24	第 88 号議案	令和 3 年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業 特別会計補正予算（第 2 号）	—
25	第 89 号議案	令和 3 年度吉川市水道事業会計補正予算（第 1 号）	—
26	第 90 号議案	令和 3 年度吉川市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	—

報告第4号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年度吉川市一般会計補正予算（第8号）について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年11月30日提出

吉川市長 中原恵人

理由

新型コロナウイルスワクチン3回目の接種を実施するにあたり、迅速かつ的確に事業を遂行するため、また、令和3年度吉川市一般会計補正予算（第6号）において予算措置した商業活性化推進事業の事業発展支援補助金が、当初の見込件数を大きく上回り、緊急に予算措置の必要が生じたため、令和3年度吉川市一般会計補正予算（第8号）を専決処分したものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年度吉川市一般会計補正予算（第8号）（別紙）

令和3年10月26日

吉川市長 中原恵人

別紙

令和3年度吉川市一般会計補正予算（第8号）

令和3年度吉川市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36,632千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,434,571千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		4,721,251	36,632	4,757,883
	2. 国庫補助金	715,809	36,632	752,441
歳入合計		24,397,939	36,632	24,434,571

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費		2,054,140	21,632	2,075,772
	1. 保健衛生費	1,042,643	21,632	1,064,275
6. 商工費		223,887	15,000	238,887
	1. 商工費	223,887	15,000	238,887
歳 出 合 計		24,397,939	36,632	24,434,571

第2表 債務負担行為補正

1. 追加

事 項	期 間	限 度 額
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	令和4年度	12,274 千円

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金	4,721,251	36,632	4,757,883
歳入合計	24,397,939	36,632	24,434,571

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
4. 衛生費	2,054,140	21,632	2,075,772
6. 商工費	223,887	15,000	238,887
歳 出 合 計	24,397,939	36,632	24,434,571

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
21,632			
15,000			
36,632			

2 歳 入

(款) 15. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費国庫補助金	261,946	15,000	276,946
3. 衛生費国庫補助金	91,430	21,632	113,062
計	715,809	36,632	752,441

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1. 総務費補助金	15,000	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	15,000
1. 保健衛生費補助金	21,632	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	21,632

15. 国庫支出金

3 歳 出

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 予防費	835,764	21,632	857,396	21,632 国 (21,632)			
計	1,042,643	21,632	1,064,275	21,632			

(款) 6. 商工費

(項) 1. 商工費

2. 商工振興費	162,364	15,000	177,364	15,000 国 (15,000)			
計	223,887	15,000	238,887	15,000			

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
11. 役務費	1,786	80. 新型コロナウイルスワクチン接種事業	21,632
12. 委託料	19,584	11 役務費	1,786
13. 使用料及び賃借料	262	通信運搬費	1,786
		12 委託料	19,584
		システム改修委託料	4,565
		予約システム運営業務委託料	10,120
		帳票作成委託料	4,899
13 使用料及び賃借料	262		
		通訳システム使用料	262

18. 負担金補助及び交付金	15,000	10. 商業活性化推進事業	15,000
		18 負担金補助及び交付金	15,000
		産業振興推進事業費補助金	15,000

6. 商工費

債務負担行為で翌年度以降にわたる
額又は支出額の見込み及び当該年

事 項		限 度 額	前年度末までの支出（見込）額	
			期 間	金 額
1	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	12,274		

ものについての前年度末までの支出
 度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		特定財源			一般財源	
期	間 金額	国県支出金	地方債	その他		
	令和4年度	12,274	12,274			

報告第5号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年度吉川市一般会計補正予算（第9号）について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年11月30日提出

吉川市長 中原恵人

理由

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取組の一つとして、令和3年11月19日に国の閣議決定が見込まれていた子育て世帯への臨時特別給付金について、迅速に子育て世帯に支給するために必要な事務費に関し、緊急に予算措置の必要が生じたため、令和3年度吉川市一般会計補正予算（第9号）を専決処分したものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年度吉川市一般会計補正予算（第9号）（別紙）

令和3年11月18日

吉川市長 中原恵人

別紙

令和3年度吉川市一般会計補正予算（第9号）

令和3年度吉川市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,563千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,444,134千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		4,757,883	9,563	4,767,446
	2. 国庫補助金	752,441	9,563	762,004
歳入合計		24,434,571	9,563	24,444,134

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		10,540,779	9,563	10,550,342
	2. 児童福祉費	5,220,593	9,563	5,230,156
歳 出 合 計		24,434,571	9,563	24,444,134

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金	4,757,883	9,563	4,767,446
歳入合計	24,434,571	9,563	24,444,134

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
3. 民生費	10,540,779	9,563	10,550,342
歳 出 合 計	24,434,571	9,563	24,444,134

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
9,563			
9,563			

2 歳 入

(款)15. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2. 民生費国庫補助金	296,027	9,563	305,590
計	752,441	9,563	762,004

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
3. 児童福祉費補助金	9,563	子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金 9,563

15. 国庫支出金

3 歳 出

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 児童福祉総務費	743,439	9,563	753,002	9,563 国 (9,563)			
計	5,220,593	9,563	5,230,156	9,563			

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
3. 職員手当等	867	92. 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業	9,563
10. 需用費	249	3 職員手当等	867
11. 役務費	1,847	時間外勤務手当	867
12. 委託料	6,600	10 需用費	249
		消耗品費	249
		11 役務費	1,847
		通信運搬費	945
		手数料	902
		12 委託料	6,600
		電算処理委託料	6,600

3. 民生費

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	415人 (506人)	420,319	1,486,992	1,147,082	3,054,393	574,828	3,629,221	
補 正 前	415人 (506人)	420,319	1,486,992	1,146,215	3,053,526	574,828	3,628,354	
比 較	0人 (0人)	0	0	867	867	0	867	

※ () 内は短時間勤務職員で外書き

職 員 手 当 の 内 訳

区 分	補 正 後	補 正 前	比 較
扶 養 手 当	31,392	31,392	0
地 域 手 当	91,101	91,101	0
管 理 職 手 当	47,040	47,040	0
通 勤 手 当	30,443	30,443	0
住 居 手 当	37,592	37,592	0
期 末 手 当	433,305	433,305	0
勤 勉 手 当	246,642	246,642	0
時 間 外 勤 務 手 当	227,007	226,140	867
特 殊 勤 務 手 当	2,560	2,560	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	395人 (3人)		1,415,493	1,041,912	2,457,405	497,807	2,955,212	
補 正 前	395人 (3人)		1,415,493	1,041,045	2,456,538	497,807	2,954,345	
比 較	0人 (0人)		0	867	867	0	867	

※ () 内は短時間勤務職員で外書き

職員手当の内訳

区 分	補 正 後	補 正 前	比 較
扶 養 手 当	31,392	31,392	0
地 域 手 当	86,826	86,826	0
管 理 職 手 当	47,040	47,040	0
通 勤 手 当	28,313	28,313	0
住 居 手 当	37,592	37,592	0
期 末 手 当	335,734	335,734	0
勤 勉 手 当	246,642	246,642	0
時 間 外 勤 務 手 当	225,813	224,946	867
特 殊 勤 務 手 当	2,560	2,560	0

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	20人 (503人)	420,319	71,499	105,170	596,988	77,021	674,009	
補 正 前	20人 (503人)	420,319	71,499	105,170	596,988	77,021	674,009	
比 較	0人 (0人)	0	0	0	0	0	0	

※ () 内は短時間勤務職員で外書き

職員手当の内訳

区 分	補 正 後	補 正 前	比 較
地 域 手 当	4,275	4,275	0
通 勤 手 当	2,130	2,130	0
期 末 手 当	97,571	97,571	0
時 間 外 勤 務 手 当	1,194	1,194	0
特 殊 勤 務 手 当			

(2) 職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
職 員 手 当	千円 867	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	867	○会計年度任用職員以外の職員 867

第67号議案

吉川市こども発達センター条例の一部を改正する条例

吉川市こども発達センター条例（平成14年吉川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 心身に障害又は発達の遅れのある児童 (以下「児童」という。)に対し、日常生活に必要な基本的動作の指導、訓練等を行い、もって福祉の増進に資するため、<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）</u> <u>第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センターとして、吉川市こども発達センター</u> (以下「センター」という。)を吉川市吉川二丁目1番地13に設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 心身に障害又は発達の遅れのある児童 (以下「児童」という。)に対し、日常生活に必要な基本的動作の指導、訓練等を行い、もって福祉の増進に資するため、吉川市こども発達センター（以下「センター」という。）を吉川市吉川二丁目1番地13に設置する。</p>
<p>(事業)</p> <p>第2条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p>	<p>(事業)</p> <p>第2条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p>

<p>(1) <u>法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関すること。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援に関すること。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な事業に関すること。</u></p> <p>(利用対象者)</p> <p>第6条 センターを利用できる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>第2条第3号に掲げる事業 法第24条の26第1項の障害児相談支援給付費の支給に係る保護者</u></p> <p>(4) <u>第2条第4号及び第5号に掲げる事業</u> 市内に住所を有する児童、<u>当該児童の保護者</u>その他市長が必要と認める者</p>	<p>(1) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関すること。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>その他</u>センターの設置目的を達成するために必要な事業に関すること。</p> <p>(利用対象者)</p> <p>第6条 センターを利用できる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>第2条第3号及び第4号に掲げる事業</u> 市内に住所を有する<u>小学校就学の始期に達するまでの児童、その保護者</u>その他市長が必要と認める者</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(吉川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 吉川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年吉

川町条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前		
別表(第1条、第2条関係)				別表(第1条、第2条関係)		
区分		報酬額		区分		報酬額
略				略		
保育所医	略		略			
こども発達センター医	内科	基本報酬	年額 206,100円			
		児童割	検診時の児童1人につき120円を乗じた額			
	歯科	基本報酬	年額 137,400円			
		児童割	検診時の児童1人につき120円を乗じた額			
略				略		

(準備行為)

- 3 この条例による改正後の吉川市こども発達センター条例第2条第3号に掲げる事業の利用に係る承認は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和3年11月30日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

吉川市こども発達センターにおいて児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援を実施し、同法第43条第1号に規定する福祉型

児童発達支援センターの機能を持たせたいので、この案を提出するものである。

第68号議案

吉川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

吉川市国民健康保険税条例（昭和30年吉川町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた項、号及び号の細目（以下「追加項号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項、号及び号の細目の表示並びに追加項号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が630,000円を超える場合においては、基礎課税額は、630,000円とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が190,000円を超える場合においては、後期高</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が630,000円を超える場合においては、基礎課税額は、630,000円とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が190,000円を超える場合においては、後期高</p>

<p>支援金等課税額は、190,000円とする。</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が170,000円を超える場合には、介護納付金課税額は、170,000円とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p> <p>第5条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の1.9を乗じて算定する。</p> <p>（介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額）</p> <p>第7条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者の基礎控除後の総所得金額等に100分の1.6を乗じて算定する。</p> <p>（納税義務の発生、消滅等に伴う賦課）</p> <p>第12条 賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の課税額（第22条の規定による減額が行われた場合には、<u>その減</u></p>	<p>年齢者支援金等課税額は、190,000円とする。</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額<u>並びに</u>被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が170,000円を超える場合には、介護納付金課税額は、170,000円とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p> <p>第5条 第2条第3項の所得割額は、<u>賦課期日の属する年の前年の所得に係る</u>基礎控除後の総所得金額等に100分の1.9を乗じて算定する。</p> <p>（介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額）</p> <p>第7条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者の<u>賦課期日の属する年の前年の所得に係る</u>基礎控除後の総所得金額等に100分の1.6を乗じて算定する。</p> <p>（納税義務の発生、消滅等に伴う賦課）</p> <p>第12条 賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の課税額（第22条の規定による減額が行われた場合には、<u>同条の</u></p>
--	---

<p>額後の課税額とする。以下この条において同じ。)を課する。</p> <p>2～8 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 市は、法第703条の5第1項の規定により、次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の課税額を第2条第2項本文の基礎課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号アに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が630,000円を超える場合には、630,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号イに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号ウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 <u>国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等</u></p>	<p>課税額とする。以下この条において同じ。)を課する。</p> <p>2～8 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 市は、法第703条の5の規定により、次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の課税額を第2条第2項本文の基礎課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号アに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が630,000円を超える場合には、630,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号イに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号ウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>
--	--

割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4, 950円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 8, 250円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 13, 200円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 16, 500円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1, 200円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 2, 000円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 3, 200円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4, 000円

<p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第22条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者（法第703条の4第10項第1号に規定する特定同一世帯所属者をいう。以下同じ。）が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第23条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第22条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「<u>令第56条の89第2項第2号イ</u>」とあるのは「<u>法第703条の5の2第1項の規定により読み替えられた法第703条の5第1項の規定を適用する場合における令第56条の89第2項第2号イ</u>」と、同項第2号中「<u>令第56条の89第2項第2号ロ</u>」とあるのは「<u>法第703条の5の2第1項の規定により読み替えられた法第703条の5第1項の規定を適用する場合における令第56条の89第2項第2号ロ</u>」と、同項第3号中「<u>令第56条の89第2項第</u></p>	<p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第22条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者（法第703条の4第10項第1号に規定する特定同一世帯所属者をいう。以下同じ。）が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第23条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第22条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「<u>法第314条の2第2項</u>」と、前条中「<u>総所得金額</u>」とあるのは「<u>総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び3号において同じ。）</u>」とする。</p>
--	--

2号ハ」とあるのは「法第703条の5の2第1項の規定により読み替えられた法第703条の5第1項の規定を適用する場合における令第56条の89第2項第2号ハ」とする。

附 則

(施行期日)

1 略

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第22条第1項の規定の適用については、同項第1号中「令第56条の89第2項第2号イ」とあるのは、「令附則第18条の8において読み替えられた令第56条の89第2項第2号イ」と、同項第2号中「令第56条の89第2項第2号ロ」とあるのは「令附則第18条の8において読み替えられた令第56条の89第2項第2号ロ」と、同項第3号中「令第56条の89第2項第2号ハ」とあるのは「令附則第18条の8において読み替えられた令第56条の89第2項第2号ハ」とする。

附 則

(施行期日)

1 略

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第22条の規定の適用については、同条第1号中「令第56条の89第2項第2号イ」とあるのは、「令附則第18条の8において読み替えられた令第56条の89第2項第2号イ」と、同条第2号中「令第56条の89第2項第2号ロ」とあるのは「令附則第18条の8において読み替えられた令第56条の89第2項第2号ロ」と、同条第3号中「令第56条の89第2項第2号ハ」とあるのは「令附則第18条の8において読み替えられた令第56条の89第2項第2号ハ」とする。

<p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税課税の特例)</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは、「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第22条第1項第1号中「令第56条の89第2項第2号イ」とあるのは「令附則第18条の9において読み替えられた令第56条の89第2項第2号イ」と、<u>同項</u>第2号中「令第56条の89第2項第2号ロ」とあるのは「令附則第18条の9において読み替えられた令第56条の89第2項第2号ロ」と、<u>同項</u>第3号中「令第56条の89第2項第2号ハ」とあるのは「令附則第18条の9において読み替えられた令第56条の89第2項第2号ハ」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の</p>	<p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税課税の特例)</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは、「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第22条第1号中「令第56条の89第2項第2号イ」とあるのは「令附則第18条の9において読み替えられた令第56条の89第2項第2号イ」と、<u>同条</u>第2号中「令第56条の89第2項第2号ロ」とあるのは「令附則第18条の9において読み替えられた令第56条の89第2項第2号ロ」と、<u>同条</u>第3号中「令第56条の89第2項第2号ハ」とあるのは「令附則第18条の9において読み替えられた令第56条の89第2項第2号ハ」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の</p>
--	--

被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第22条第1項第1号中「令第56条の89第2項第2号イ」とあるのは「令附則第19条において読み替えられた令第56条の89第2項第2号イ」と、同項第2号中「令第56条の89第2項第2号ロ」とあるのは「令附則第19条において読み替えられた令第56条の89第2項第2号ロ」と、同項第3号中「令第56条の89第2項第2号ハ」とあるのは「令附則第19条において読み替えられた令第56条の89第2項第2号ハ」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税課税の特例)

5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及

被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第22条第1号中「令第56条の89第2項第2号イ」とあるのは「令附則第19条において読み替えられた令第56条の89第2項第2号イ」と、同条第2号中「令第56条の89第2項第2号ロ」とあるのは「令附則第19条において読み替えられた令第56条の89第2項第2号ロ」と、同条第3号中「令第56条の89第2項第2号ハ」とあるのは「令附則第19条において読み替えられた令第56条の89第2項第2号ハ」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税課税の特例)

5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林

び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第22条第1項第1号中「令第56条の89第2項第2号イ」とあるのは「令附則第19条の2第1項において読み替えられた令第56条の89第2項第2号イ」と、同項第2号中「令第56条の89第2項第2号ロ」とあるのは「令附則第19条の2第1項において読み替えられた令第56条の89第2項第2号ロ」と、同項第3号中「令第56条の89第2項第2号ハ」とあるのは「令附則第19条の2第1項において読み替えられた令第56条の89第2項第2号ハ」とする。

所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第22条第1号中「令第56条の89第2項第2号イ」とあるのは「令附則第19条の2第1項において読み替えられた令第56条の89第2項第2号イ」と、同条第2号中「令第56条の89第2項第2号ロ」とあるのは「令附則第19条の2第1項において読み替えられた令第56条の89第2項第2号ロ」と、同条第3号中「令第56条の89第2項第2号ハ」とあるのは「令附則第19条の2第1項において読み替えられた令第56条の89第2項第2号ハ」とする。

<p>(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 略</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条第1項第1号中「令第56条の89第2項第2号イ」とあるのは「令附則第20条において読み替えられた令第56条の89第2項第2号イ」と、同項第2号中「令第56条の89第2項第2号ロ」とあるのは「令附則第20条において読み替えられた令第56条の89第2項第2号ロ」と、同項第3号中「令第56条の89第2項第2号ハ」とあるのは「令附則第20条において読み替えられた令第56条の89第2項第2号ハ」とする。</p>	<p>(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 略</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条第1号中「令第56条の89第2項第2号イ」とあるのは「令附則第20条において読み替えられた令第56条の89第2項第2号イ」と、同条第2号中「令第56条の89第2項第2号ロ」とあるのは「令附則第20条において読み替えられた令第56条の89第2項第2号ロ」と、同条第3号中「令第56条の89第2項第2号ハ」とあるのは「令附則第20条において読み替えられた令第56条の89第2項第2号ハ」とする。</p>
--	--

<p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条第1項第1号中「令第56条の89第2項第2号イ」とあるのは「令附則第21条において読み替えられた令第56条の89第2項第2号イ」と、<u>同項</u>第2号中「令第56条の89第2項第2号ロ」とあるのは「令附則第21条において読み替えられた令第56条の89第2項第2号ロ」と、<u>同項</u>第3号中「令第56条の89第2項第2号ハ」とあるのは「令附則第21条において読み替えられた令第56条の89第2項第2号ハ」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の</p>	<p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条第1号中「令第56条の89第2項第2号イ」とあるのは「令附則第21条において読み替えられた令第56条の89第2項第2号イ」と、<u>同条</u>第2号中「令第56条の89第2項第2号ロ」とあるのは「令附則第21条において読み替えられた令第56条の89第2項第2号ロ」と、<u>同条</u>第3号中「令第56条の89第2項第2号ハ」とあるのは「令附則第21条において読み替えられた令第56条の89第2項第2号ハ」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の</p>
--	--

被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第22条第1項第1号中「令第56条の89第2項第2号イ」とあるのは「令附則第22条において読み替えられた令第56条の89第2項第2号イ」と、同項第2号中「令第56条の89第2項第2号ロ」とあるのは「令附則第22条において読み替えられた令第56条の89第2項第2号ロ」と、同項第3号中「令第56条の89第2項第2号ハ」とあるのは「令附則第22条において読み替えられた令第56条の89第2項第2号ハ」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利

被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第22条第1号中「令第56条の89第2項第2号イ」とあるのは「令附則第22条において読み替えられた令第56条の89第2項第2号イ」と、同条第2号中「令第56条の89第2項第2号ロ」とあるのは「令附則第22条において読み替えられた令第56条の89第2項第2号ロ」と、同条第3号中「令第56条の89第2項第2号ハ」とあるのは「令附則第22条において読み替えられた令第56条の89第2項第2号ハ」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利

子等、同法第12条第5項に規定する特例適用
利子等又は同法第16条第2項に規定する特例
適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所
得、一時所得及び雑所得を有する場合における
第3条、第5条、第7条及び第22条第1項の
規定の適用については、第3条第1項中「山林
所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは
「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対
する相互主義による所得税等の非課税等に関す
る法律（昭和37年法律第144号）第8条第
2項（同法第12条第5項及び第16条第2項
において準用する場合を含む。）に規定する特
例適用利子等の額（以下この条において「特例
適用利子等の額」という。）の合計額から法第
314条の2第2項」と、「山林所得金額の合
計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例
適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中
「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山
林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第2
2条第1項第1号中「令第56条の89第2項
第2号イ」とあるのは「外国人等の国際運輸業
に係る所得に対する相互主義による所得税等の
非課税に関する法律施行令（昭和37年政令第
227号。以下この条において「外国居住者等
所得相互免除法施行令」という。）第9条（同
令第12条及び同令第16条において準用する
場合を含む。以下この条において同じ。）にお
いて準用し、読み替えられた租税条約等の実施
に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例
等に関する法律施行令（昭和62年政令第33

子等、同法第12条第5項に規定する特例適用
利子等又は同法第16条第2項に規定する特例
適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所
得、一時所得及び雑所得を有する場合における
第3条、第5条、第7条及び第22条の規定の
適用については、第3条第1項中「山林所得金
額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林
所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相
互主義による所得税等の非課税等に関する法律
（昭和37年法律第144号）第8条第2項
（同法第12条第5項及び第16条第2項にお
いて準用する場合を含む。）に規定する特例適
用利子等の額（以下この条において「特例適用
利子等の額」という。）の合計額から法第31
4条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額
（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適
用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又
は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所
得金額又は特例適用利子等の額」と、第22条
第1号中「令第56条の89第2項第2号イ」
とあるのは「外国人等の国際運輸業に係る所得
に対する相互主義による所得税等の非課税に関
する法律施行令（昭和37年政令第227号。
以下この条において「外国居住者等所得相互免
除法施行令」という。）第9条（同令第12条
及び同令第16条において準用する場合を含
む。以下この条において同じ。）において準用
し、読み替えられた租税条約等の実施に伴う所
得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関す
る法律施行令（昭和62年政令第335号。以

5号。以下この条において「租税条約等実施特例政令」という。)第2条の5において読み替えられた令第56条の89第2項イ」と、同項第2号中「令第56条の89第2項第2号ロ」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法施行令第9条において準用し、読み替えられた租税条約等実施特例政令第2条の5において読み替えられた令第56条の89第2項ロ」と、同項第3号中「令第56条の89第2項第2号ハ」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法施行令第9条において準用し、読み替えられた租税条約等実施特例政令第2条の5において読み替えられた令第56条の89第2項ハ」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第1

下この条において「租税条約等実施特例政令」という。)第2条の5において読み替えられた令第56条の89第2項イ」と、同条第2号中「令第56条の89第2項第2号ロ」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法施行令第9条において準用し、読み替えられた租税条約等実施特例政令第2条の5において読み替えられた令第56条の89第2項ロ」と、同条第3号中「令第56条の89第2項第2号ハ」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法施行令第9条において準用し、読み替えられた租税条約等実施特例政令第2条の5において読み替えられた令第56条の89第2項ハ」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第

6条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額(とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第22条第1項第1号中「令第56条の89第2項第2号イ」とあるのは「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令(昭和37年政令第227号。以下この条において「外国居住者等所得相互免除法施行令」という。)第9条(同令第12条及び同令第16条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)において準用し、読み替えられた租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令(昭和62年政令第335号。以下この条において「租税条約等実施特例政令」という。)第2条の5において読み替えられた令第56条の89第2項イ」と、同項第2号中「令第56条の89第2項第2号ロ」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法施行令第9条において準用し、読み替えられた租税条約等実施特例政令第2条の5において読み替えられた令第56条の89第2項ロ」と、同項第3号中「令第56条の89第2項第2号ハ」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法施行令第9条において準用し、

3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額(とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第22条第1号中「令第56条の89第2項第2号イ」とあるのは「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令(昭和37年政令第227号。以下この条において「外国居住者等所得相互免除法施行令」という。)第9条(同令第12条及び同令第16条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)において準用し、読み替えられた租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令(昭和62年政令第335号。以下この条において「租税条約等実施特例政令」という。)第2条の5において読み替えられた令第56条の89第2項イ」と、同条第2号中「令第56条の89第2項第2号ロ」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法施行令第9条において準用し、読み替えられた租税条約等実施特例政令第2条の5において読み替えられた令第56条の89第2項ロ」と、同条第3号中「令第56条の89第2項第2号ハ」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法施行令第9条において準用し、読み替えられた

読み替えられた租税条約等実施特例政令第2条の5において読み替えられた令第56条の89第2項ハ」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額

租税条約等実施特例政令第2条の5において読み替えられた令第56条の89第2項ハ」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額

額」と、第22条第1項第1号中「令第56条の89第2項第2号イ」とあるのは「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和62年政令第335号。以下この条において「租税条約等実施特例政令」という。）第2条の5において読み替えられた令第56条の89第2項イ」と、同項第2号中「令第56条の89第2項第2号ロ」とあるのは「租税条約等実施特例政令第2条の5において読み替えられた令第56条の89第2項ロ」と、同項第3号中「令第56条の89第2項第2号ハ」とあるのは「租税条約等実施特例政令第2条の5において読み替えられた令第56条の89第2項ハ」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計

と、第22条第1号中「令第56条の89第2項第2号イ」とあるのは「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和62年政令第335号。以下この条において「租税条約等実施特例政令」という。）第2条の5において読み替えられた令第56条の89第2項イ」と、同条第2号中「令第56条の89第2項第2号ロ」とあるのは「租税条約等実施特例政令第2条の5において読み替えられた令第56条の89第2項ロ」と、同条第3号中「令第56条の89第2項第2号ハ」とあるのは「租税条約等実施特例政令第2条の5において読み替えられた令第56条の89第2項ハ」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額か

<p>額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第22条第1項第1号中「令第56条の89第2項第2号イ」とあるのは「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和62年政令第335号。以下この条において「租税条約等実施特例政令」という。）第2条の5において読み替えられた令第56条の89第2項イ」と、<u>同項</u>第2号中「令第56条の89第2項第2号ロ」とあるのは「租税条約等実施特例政令第2条の5において読み替えられた令第56条の89第2項ロ」と、<u>同項</u>第3号中「令第56条の89第2項第2号ハ」とあるのは「租税条約等実施特例政令第2条の5において読み替えられた令第56条の89第2項ハ」とする。</p> <p>(病床転換支援金等に係る国民健康保険税の経過措置)</p> <p>14 略</p>	<p>ら法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第22条第1号中「令第56条の89第2項第2号イ」とあるのは「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和62年政令第335号。以下この条において「租税条約等実施特例政令」という。）第2条の5において読み替えられた令第56条の89第2項イ」と、<u>同条</u>第2号中「令第56条の89第2項第2号ロ」とあるのは「租税条約等実施特例政令第2条の5において読み替えられた令第56条の89第2項ロ」と、<u>同条</u>第3号中「令第56条の89第2項第2号ハ」とあるのは「租税条約等実施特例政令第2条の5において読み替えられた令第56条の89第2項ハ」とする。</p> <p>(病床転換支援金等に係る国民健康保険税の経過措置)</p> <p>14 略</p>
---	--

附 則
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条、第22条、第22条の2並びに附則第2項から第5項まで及び第7項から第13項までの改正並びに次項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例（前項ただし書に規定する改正に限る。）による改正後の吉川市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和3年11月30日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）の公布に伴い、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額の軽減措置について定めるとともに、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものである。

第69号議案

吉川市市民プール条例の一部を改正する条例

吉川市市民プール条例（昭和56年吉川町条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動別表」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動後別表」という。）が存在する場合には、当該移動別表を当該移動後別表とし、移動別表に対応する移動後別表が存在しない場合には、当該移動別表を削る。

改正後	改正前								
<p style="text-align: center;">（名称及び位置）</p> <p>第2条 プールの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">位置</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">吉川市上笹塚一丁目 <u>7 9 番地 1</u></td> </tr> </table>	略	位置		吉川市上笹塚一丁目 <u>7 9 番地 1</u>	<p style="text-align: center;">（名称及び位置）</p> <p>第2条 プールの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">位置</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">吉川市上笹塚一丁目 <u>6 2 番地 1</u></td> </tr> </table>	略	位置		吉川市上笹塚一丁目 <u>6 2 番地 1</u>
略	位置								
	吉川市上笹塚一丁目 <u>7 9 番地 1</u>								
略	位置								
	吉川市上笹塚一丁目 <u>6 2 番地 1</u>								
<p style="text-align: center;">（使用料）</p> <p>第5条 プールの使用者は、<u>別表</u>に定める使用料を納めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、本市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市又は松伏町（以下「5市1町」という。）に居住し、又は在勤する者以外の者が使用する場合の使用料の額は、<u>別表</u>個人の項に定める使用料の2倍の額とする。</p>	<p style="text-align: center;">（使用料）</p> <p>第5条 プールの使用者は、<u>別表第1及び別表第2</u>に定める使用料を納めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、本市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市又は松伏町（以下「5市1町」という。）に居住し、又は在勤する者以外の者が使用する場合の使用料の額は、<u>別表第2</u>個人の項に定める使用料の2倍の額とす</p>								

<p>4 第1項の規定にかかわらず、5市1町に居住し、又は在勤する者が構成員の過半数に満たない団体が専用で使用する場合の使用料の額は、<u>別表専用</u>の項に定める使用料の2倍の額とする。</p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、5市1町のそれぞれの地域を統括代表する体育団体又はこれらの団体に加盟している団体以外の団体が大会で使用する場合の使用料の額は、<u>別表大会</u>の項に定める使用料の2倍の額とする。</p> <p><u>別表</u>（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考 略</p>	略	<p>る。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、5市1町に居住し、又は在勤する者が構成員の過半数に満たない団体が専用で使用する場合の使用料の額は、<u>別表第2専用</u>の項に定める使用料の2倍の額とする。</p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、5市1町のそれぞれの地域を統括代表する体育団体又はこれらの団体に加盟している団体以外の団体が大会で使用する場合の使用料の額は、<u>別表第2大会</u>の項に定める使用料の2倍の額とする。</p> <p><u>別表第1</u>（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">屋外プール</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料（1回につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>中・高校生</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>4歳～小学生</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>別表第2</u>（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">屋内温水プール</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考 略</p>	区分	使用料（1回につき）	一般	400円	中・高校生	300円	4歳～小学生	200円	略
略											
区分	使用料（1回につき）										
一般	400円										
中・高校生	300円										
4歳～小学生	200円										
略											

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年11月30日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

経年による施設の老朽化が顕著であり、突発的な故障等の発生リスクが高まっていることから、屋外プールを廃止したいので、この案を提出するものである。

第70号議案

市長及び副市長の給与等に関する条例及び吉川市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年吉川町条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の<u>207.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の<u>222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

第2条 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の<u>215</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の<u>207.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

(吉川市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 吉川市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年吉川町条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了</p>

<p>し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在)において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の<u>207.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在)において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の<u>222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>
---	---

第4条 吉川市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在)において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の<u>215</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在)において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の<u>207.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
-----------	-----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月30日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

市長、副市長及び教育長の期末手当の支給額を改定したいので、この案を提出するものである。

第71号議案

《《上程取りやめのため欠番》》

第72号議案

財産の無償貸付けについて

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて議決を求める。

- 1 財産の種類 土地
- 2 所在地等 所在地 吉川市木売一丁目5番5
地 目 宅地
地 積 250.34平方メートル
- 3 貸付の相手方 住 所 東京都千代田区有楽町一丁目5番1号
氏名又は名称 大豊企業株式会社
代表者職氏名 代表取締役 青井忠次郎
- 4 貸付の目的 吉川情報サービスセンター敷地
- 5 貸付の期間 令和3年12月19日から令和33年12月18日まで
令和3年11月30日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

市と相手方が区分所有する吉川情報サービスセンターの建物の敷地として、市と相手方がそれぞれ所有する土地を相互に使用する契約の期間が令和3年12月18日をもって満了となるため、引き続き無償で貸し付けたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、この案を提出するものである。

第73号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 吉川美南駅東口周辺地区2号調整池工事（その1）
- 2 工事場所 吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内
- 3 工 期 市議会の議決を得た日から令和5年6月30日まで
- 4 請負金額 444,400,000円
- 5 受注者 住 所 埼玉県吉川市栄町1432番地2
氏名又は名称 名倉建設株式会社
代表者職氏名 代表取締役 名倉泰史

令和3年11月30日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

吉川美南駅東口周辺地区2号調整池工事（その1）の請負契約を締結したいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

第74号議案

工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 吉川美南駅東口周辺地区1号調整池工事（その2）
- 2 工事場所 吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内
- 3 工 期 変更前 市議会の議決を得た日から令和4年3月31日まで
変更後 市議会の議決を得た日から令和4年8月31日まで
- 4 請負金額 1,302,400,000円
- 5 受注者 住 所 埼玉県さいたま市浦和区岸町5丁目7番11号
氏名又は名称 ユーディケー・西山建設特定共同企業体
代表者職氏名 株式会社ユーディケー 代表取締役 関根信次

令和3年11月30日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

令和2年9月17日付けで効力が発生した吉川美南駅東口周辺地区1号調整池工事（その2）の請負契約について、調整池内の軟弱な足場状況により、掘削作業の工程見直しが生じたことや、掘削した土の場内転用に不測の時間を要したことから、工期の変更をしたので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

第75号議案

工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 (都) 越谷吉川線整備工事 (上部工・護岸工)
- 2 工事場所 吉川市大字中井地内外
- 3 工 期 変更前 市議会の議決を得た日から令和3年12月24日まで
変更後 市議会の議決を得た日から令和4年3月18日まで
- 4 請負金額 変更前 214,467,000円
変更後 220,246,400円
- 5 請負業者 住 所 埼玉県吉川市栄町1432番地2
氏名又は名称 名倉建設株式会社
代表者職氏名 代表取締役 名倉泰史

令和3年11月30日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

令和2年9月17日付けで効力が発生した(都)越谷吉川線整備工事(上部工・護岸工)の請負契約について、河川区域内の排水設備の増設が必要となったことから請負金額を変更するとともに、護岸工事の施工に不測の時間を要したため工期を変更したいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年吉川町条例第6号)第2条の規定により、この案を提出するものである。

第76号議案

工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 吉川美南駅東口周辺地区盛土工事（その11）
- 2 工事場所 吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内
- 3 工 期 市議会の議決を得た日から令和4年3月31日まで
- 4 請負金額 変更前 416,900,000円
変更後 398,200,000円
- 5 受注者 住 所 埼玉県吉川市中央三丁目38番地9
氏名又は名称 金杉・名倉特定建設工事共同企業体
代表者職氏名 金杉建設株式会社吉川支店 支店長 藤沼修

令和3年11月30日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

令和3年3月16日付けで効力が発生した吉川美南駅東口周辺地区盛土工事（その11）の請負契約について、地権者との調整に時間を要している部分の盛土工事を減工するとともに、地権者所有地から発生した埋設物の撤去量が当初見込みより減少したため、請負金額の変更をしたいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

第77号議案

工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 旭小学校・栄小学校トイレ改修工事
- 2 工事場所 吉川市大字南広島1940番地他1箇所
- 3 工 期 変更前 市議会の議決を得た日から令和3年12月24日まで
変更後 市議会の議決を得た日から令和4年1月21日まで
- 4 請負金額 変更前 198,605,000円
変更後 201,850,000円
- 5 受注者 住 所 埼玉県春日部市豊野町二丁目32番地19
氏名又は名称 正和工業株式会社
代表者職氏名 代表取締役 横田生樹

令和3年11月30日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

令和3年7月8日付けで効力が発生した旭小学校・栄小学校トイレ改修工事の請負契約について、旭小学校高架水槽周囲の給水管に赤錆が発生していることが発覚し、当該箇所の給水管の更新が必要となったため、工期及び請負金額の変更をしたいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

第78号議案

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり交通事故により生じた損害賠償の額を定めることについて議決を求める。

- 1 相手方 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
氏名 ○○○○○○

2 事故の概要

令和3年3月16日午後3時37分頃、市職員がデイサービス事業の送迎を市所有のマイクロバスで行っていたところ、前方の車両が右折のため停車したことに気付くのが遅れ、当該車両に追突した。

- 3 損害賠償額 1, 237, 430円

令和3年11月30日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

交通事故により生じた損害を賠償するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、この案を提出するものである。

第79号議案

市道の路線廃止及び認定について

次のとおり市道の路線廃止及び路線認定をすることについて議決を求める。

1 路線廃止

路線名	起 点	終 点
1-202	大字上内川字上道向1217番地 先	大字上内川字下方六2200番地 先
1-1210	大字上内川字上道向1221番地 先	大字上内川字上道向1225番地 先
1-1229	大字上内川字上道向1249番地 先	大字上内川字上道向1239番地 先
1-1233	大字上内川字上道向1250番地 先	大字上内川字上道向1237番地 先
1-310	大字上内川字上道向1267番地 先	大字上内川字上道向1252番地 先
1-312	大字上内川字上道向1326番地 先	大字上内川字上道向1263番地 先
1-414	大字上内川字上道向1859番地 先	大字上内川字上道向1315番地 先
1-203	大字上内川字上道向1356番地 先	大字上内川字上道向1336番地 先
1-1304	大字上内川字上道向1372番地 先	大字上内川字上道向1381番地 先
1-416	大字上内川字上道向1370番地 先	大字上内川字上道向1416番地 先
1-418	大字下内川字腰巻225番地先	大字下内川字腰巻200番地先
1-313	大字下内川字腰巻29番地先	大字下内川字腰巻151番地先
1-865	大字下内川字腰巻74番地先	大字下内川字腰巻66番地先
1-1305	大字下内川字腰巻96番地先	大字下内川字腰巻96番地先

1-314	大字下内川字腰巻17番地先	大字下内川字腰巻130番地先
1-572	大字下内川字太田沼829番地先	大字下内川字太田沼1103番地先
1-424	大字下内川字太田沼879番地先	大字下内川字太田沼1067番地先
1-341	大字下内川字太田沼930番地先	大字下内川字東宮1324番地先
1-573	大字八子新田字大道972番地先	大字八子新田字西ノ宮943番地先
1-425	大字八子新田字大道1005番地先	大字八子新田字西ノ宮908番地先
1-426	大字八子新田字大道1053番地先	大字八子新田字大道1024番地先
1-577	大字八子新田字大道1059番地先	大字八子新田字大道1072番地先
2-101	大字川藤字前新田3673番地先	栄町708番6地先
2-106	栄町711番1地先	大字保字北谷479番1地先
2-318	大字吉川字屋敷付1512番地先	大字平沼字井堀添668番地先
2-397	大字保52番1地先	道庭一丁目15番1地先

2 路線認定

路線名	起点	終点
1-202	大字上内川字上道向1218番3地先	大字上内川字下方六2200番地先
1-1210	大字上内川字上道向1221番地先	大字上内川字上道向1223番4地先
1-1229	大字上内川字上道向1249番地先	大字上内川字上道向1239番5地先
1-1233	大字上内川字上道向1250番地先	大字上内川字上道向1241番地先

1-310	大字上内川字上道向1263番3地先	大字上内川字上道向1252番地先
1-312	大字上内川字上道向1326番地先	大字上内川字上道向1263番3地先
1-414	大字上内川字上道向1859番3地先	大字上内川字上道向1315番地先
1-203	大字上内川字上道向1926番4地先	大字上内川字上道向1336番地先
1-1304	大字上内川字上道向1376番地先	大字上内川字上道向1381番地先
1-416	大字上内川字上道向1374番3地先	大字上内川字上道向1416番地先
1-418	大字下内川字腰卷225番1地先	大字下内川字腰卷200番地先
1-313	大字下内川字腰卷55番1地先	大字下内川字腰卷151番地先
1-865	大字下内川字腰卷74番地先	大字下内川字腰卷66番4地先
1-314	大字下内川字腰卷99番地先	大字下内川字腰卷130番地先
1-572	大字下内川字太田沼829番2地先	大字下内川字太田沼1103番地先
1-424	大字下内川字太田沼878番地先	大字下内川字太田沼1067番地先
1-341	大字下内川字太田沼923番3地先	大字下内川字東宮1324番地先
1-573	大字八子新田字大道971番1地先	大字八子新田字西ノ宮943番地先
1-425	大字八子新田字大道1003番地先	大字八子新田字西ノ宮908番地先
1-426	大字八子新田字大道1049番5地先	大字八子新田字大道1024番地先

1-577	大字八子新田字大道1061番2地先	大字八子新田字大道1072番地先
2-101	大字川藤字前新田3673番地先	中央一丁目1番1地先
2-397	大字平沼字町東側219番4地先	道庭一丁目15番1地先
2-1817	大字平沼字町東側226番3地先	平沼一丁目56番地先

令和3年11月30日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

国土交通省による江戸川堤防強化対策事業並びに県道葛飾吉川松伏線及び県道加藤平沼線の一部が市へ移管されること並びに市道の一部を県へ移管することにより、起点又は終点に変更となる路線について廃止及び認定をしたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、この案を提出するものである。

第80号議案

公平委員会委員の選任について

公平委員会委員に次の者を選任することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏 名 澤登真珠枝

生年月日 ○○○○○○○○○○○○○

令和3年11月30日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

公平委員会委員の永瀬洋子氏が令和3年12月22日をもって任期満了となるため、その後任者を選任することについて同意を得たいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 澤登真珠枝

生年月日 ○○○○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○○

経 歴

昭和51年10月 埼玉県警察採用

平成15年 3月 春日部警察署交通課長

平成17年 3月 埼玉県警察本部交通部交通企画課課長補佐

平成22年 3月 川口警察署交通課長

平成24年 3月 埼玉県警察本部交通部交通機動隊主席指導官兼副隊長

平成25年 3月 埼玉県警察本部交通部交通指導課主席調査官兼次長

平成26年 3月 埼玉県警察本部地域部鉄道警察隊長

平成28年 3月 定年退職

平成28年 4月
○○○○○○○○○○○○○○○○○○

現在に至る

平成28年10月
○○○○○○○○○○○○

現在に至る

平成28年12月
越谷地区吉川支部保護司

現在に至る

平成30年12月
吉川市民生委員・児童委員

現在に至る

第81号議案

固定資産評価審査委員会委員の選任について

固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏 名 茂木伸一

生年月日 ○○○○○○○○○○○

令和3年11月30日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

固定資産評価審査委員会委員の茂木伸一氏が令和3年12月20日をもって任期満了となるため、再度選任することについて同意を得たいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 茂木伸一

生年月日 ○○○○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

経 歴

昭和45年 4月から

○○○○○○○○○○○○○○

昭和49年 3月まで

昭和49年 4月から

○○○○○○○○○○○○○○

昭和51年 3月まで

昭和52年 4月から

○○○○○○○○○○○○○○

平成 3年 2月まで

平成 3年 3月から

○○○○○○○○○○○○○○

平成18年 3月まで

平成18年 4月から

○○○○○○○○○○○○○○○○○○

現在に至る

平成24年12月から

吉川市固定資産評価審査委員会委員

現在に至る

第82号議案

第6次吉川市総合振興計画（基本構想）を定めることについて

別紙のとおり第6次吉川市総合振興計画（基本構想）を定めることについて議決を求める。

令和3年11月30日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

第5次吉川市総合振興計画の計画期間が、令和3年度をもって満了することから、新たな10か年計画となる第6次吉川市総合振興計画の基本構想を定めたいので、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例（平成23年吉川市条例第22号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

第6次吉川市総合振興計画 (基本構想)

第1章 総合振興計画の概要

第1節 策定の趣旨

吉川市は、平成24年3月に「人とまちが輝く 快適都市 よしかわ」を将来都市像とする「第5次吉川市総合振興計画」を策定し、将来都市像の実現に向けて、これまでまちづくりを進めてきました。

「第5次吉川市総合振興計画」が、令和3年度に計画期間を満了することから、これまでの総合振興計画を検証し、社会経済情勢の変化などを踏まえながら、吉川市に関わるすべての方と一体となって、まちづくりを進めるための新たな指針となる「第6次吉川市総合振興計画」を策定します。

第2節 計画の構成と期間

第6次吉川市総合振興計画は、令和4年度を初年度、令和13年度を目標年次とする10年計画とし、総合的かつ計画的にまちづくりを進めるための市の最上位計画として、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層で構成します。

第2章 基本構想

第1節 将来都市像

吉川市に関わるすべての方と、共にめざす10年後の吉川市の将来都市像を次のとおり定めます。

幸せつながる みんなのまち よしかわ

みどり豊かな自然が感じられる快適な住環境。
活気ある地域産業と先人たちが築いてきた歴史や文化。
人と人との認め合い、支え合う、健康で笑顔あふれる暮らし。

そこで生まれる幸せが家族や地域に広がり、共に世代を超えて未来につなぐ。
そうしたまちを、私たちはめざします。

第2節 まちづくりの基本理念

将来都市像の実現に向けたまちづくりの基本的な考え方を次のとおり定めます。

(1) 幸福実感を高める

まちづくりの最大の目標は、市民一人ひとりが幸せを実感できることです。誰一人取り残すことのない、笑顔あふれるまちづくりを進めます。

(2) 共に生き、共に創る

吉川市に関わるすべての人々が、お互いを認め合い、支え合う中で、それぞれのアイデアや力を出し合いながら、共にまちづくりを進めます。

(3) 誇れるまちを未来へ

先人たちが築いてきた歴史、文化、まちの特色を大切に磨き、さらに新たな魅力を発見・創造し、まちの価値を高めるとともに、持続可能なまちづくりを進めることにより、誇れるまちを未来へつなげていきます。

第3節 まちづくりの目標

将来都市像の実現に向けて、まちづくりの5つの分野の方向性を定め、各分野における取組の方針を示します。

1 人を育むまちづくり（こども・学び部門）

私たちは、「子どもから大人まで、いつまでも成長できるまち」をめざします。

未来を担うすべての子どもや若者が、豊かな心や未来を切り拓く力を身に付け、健やかに成長できるまちづくりをめざします。

家庭・地域・学校・行政が一体となって、多様化する子育てニーズに応える切れ目のない支援や子どもを育む環境づくりを進め、笑顔で子育てできるまちづくりをめざします。

豊かに学び続けることができる環境の充実や、文化芸術活動を通じた様々な分野との連携により、生涯にわたり成長できるまちづくりをめざします。

2 支え合う健やかなまちづくり（健康・福祉部門）

私たちは、「共に支え合い、健やかに暮らせるまち」をめざします。

ライフステージや障がいの有無などに関わらず、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、地域で支え合う共生のまちづくりをめざします。

地域の様々な役割を担う関係者と行政との密接な連携や、保健・医療・福祉の充実により、世帯が抱える様々な課題に包括的な対応ができるまちづくりをめざします。

スポーツに親しむ機会や、心と身体の健康づくりなどを通じて、人と人がつながり、心豊かで健やかに暮らせるまちづくりをめざします。

3 安心と賑わいのまちづくり（生活・産業部門）

私たちは、「安全で安心な、活気と魅力あふれるまち」をめざします。

「自助・共助・公助」の力が最大限に発揮され、災害などに強く柔軟な対応力を備えたまちづくりをめざします。

市民・地域・行政・関係機関との連携によって、暮らしの安全を高め、事故や犯罪などのない安心して暮らせるまちづくりをめざします。

自分らしく安心して働ける環境づくりと、地域特性を活かした産業振興により、地域の元気を創出し、活気と魅力あふれるまちづくりをめざします。

4 快適で持続可能なまちづくり（都市・環境部門）

私たちは、「自然と共生する、快適で住みよいまち」をめざします。

市民や団体、企業などがあらゆる活動の中で、環境に配慮した取組を行うとともに、豊かな水と緑に恵まれた自然環境を保全し、自然と共生した持続可能なまちづくりをめざします。

計画的な土地利用と強靱な都市基盤の整備を進め、快適で安心して暮らし続けられるまちづくりをめざします。

多様化する移動のニーズを捉えながら、道路環境や交通ネットワークの充実を図り、安全で利便性の高いまちづくりをめざします。

5 パートナーシップによるまちづくり（パートナーシップ部門）

私たちは、「多様性を認め合い、パートナーシップで共に創るまち」をめざします。

性別、年齢、国籍、価値観などに関わらず、誰もが互いに多様性を認め、支え合い、尊重されるまちづくりをめざします。

市民、地域コミュニティ、NPO、企業や行政など、吉川市に関わる様々な人々が、対話と協力の中で共に創り上げる、パートナーシップによる開かれたまちづくりをめざします。

市民などとの協働のもとに、多様化・複雑化する市民ニーズや、社会経済情勢の変化を捉えながら、効果的かつ効率的な行政運営によるまちづくりをめざします。

第3章 計画の基本フレーム

第1節 将来人口

日本の総人口が減少傾向にある中、本市においては、計画的な土地区画整理事業などにより人口増加を続けていますが、本計画期間内に人口増加のピークを迎え、その後減少に転じることが見込まれます。

本計画の推進により各施策を効果的に展開し、人口増加のピークの先延ばしやその後の減少の緩和を図り、計画期間が満了となる令和13年の目標として将来人口を 77,000人と設定します。

第2節 将来都市構想

本市がめざす将来都市構想は、空間構成要素である、面(土地利用)、点(拠点)、線(都市軸)の3つの視点で示します。

(1) 面「土地利用」の構想

土地利用構想は、市の持続可能なまちの実現をめざすため、市全域に土地利用地域を設定し、地域ごとの土地利用に関する基本的な方針を示します。

① 住宅系地域

地区の状況に応じ、適正かつきめ細かな土地利用を誘導するとともに、都市基盤施設の整備充実を図り、災害に強く快適な住環境を有する住宅地を形成します。

② 商業系地域

商業・業務施設、医療・福祉・子育て支援施設、行政施設、教育・文化施設など多様な都市機能の集積を図り、市民生活を支える魅力ある商業地を形成します。

③ 工業系地域

生産・就業環境の維持向上と就業の場の確保を図り、周辺環境に配慮した活力ある工業地を形成します。

④ 農地及び集落地域

集落地における生活環境の向上と地域コミュニティの維持を図るとともに、多面的な機能を有する農地の保全・活用を図り、緑豊かな田園環境を有する農地及び集落地域を形成します。

⑤ 産業系まちづくり地域

高速道路インターチェンジ付近の広域的な交通利便性の高い地域は、周辺環境に配慮した新たな工業地の整備や農業施設、観光レクリエーション施設の整備

など多様な産業の誘導を図り、農地及び集落地と産業が調和するまちづくりをめざします。

⑥ 複合系まちづくり地域

吉川駅及び吉川美南駅付近に広がる交通利便性の高い地域は、教育・文化施設や医療・福祉・子育て支援施設、防災施設、レクリエーション施設、産業振興施設など、都市機能の充実に向けた複合的なまちづくりをめざします。

⑦ 水辺レクリエーション地域

自然環境を保全しつつ、河川敷におけるスポーツ施設や憩いの場の整備を図り、自然とふれあうことのできる水辺空間を形成します。

(2) 点「拠点」の構想

拠点構想は、本市の持続可能な発展と価値を高めるため、地域の特色を活かした多様な拠点を設定します。

① にぎわい交流拠点

吉川駅及び吉川美南駅を中心とするエリアは、市の玄関口として多様な都市機能が充実した多くの人々が集う、にぎわいと交流の場を創出する拠点とします。

② 工業振興拠点

東埼玉テクノポリスとその周辺エリアは、工業生産機能や流通業務機能などを集積する工業の振興を図る拠点とします。

③ 産業振興拠点

三郷料金所スマートインターチェンジ周辺エリアは、工業生産機能や流通業務機能のほか、農業振興機能や農業交流機能などを誘導する多様な産業の振興を図る拠点とします。

④ 農業交流拠点

市民農園を中心とするエリアは、農業とのふれあいの場や生産者と消費者の交流の場を創出する拠点とします。

⑤ コミュニティ交流拠点

市役所及び市民交流センターおあしすを中心とするエリアは、市民・地域・行政の交流を深める中核的な拠点とします。

⑥ 水辺交流拠点

江戸川や中川の河川敷などは、スポーツなどを通じた交流の場や水辺を生かした憩いの場を創出する拠点とします。

(3) 線「都市軸」の構想

都市軸構想は、交通利便性の向上を図るとともに、市内各拠点や公共施設等へのネットワークの強化を図るため、広域的な都市間の移動を支える「都市間軸」と、円滑な都市内の移動を支える「都市内軸」で形成します。また、本市の特色である河川を生物等の移動も支える「水と緑の中心軸」とします。

① 都市間軸

広域幹線道路である東埼玉道路、常磐自動車道及び本市を東西南北に縦・横断し、隣接市町へも連絡する主要幹線道路を「都市間軸」とします。また、JR武蔵野線についても「都市間軸」としてとらえます。

② 都市内軸

上記の都市間軸と連携しつつ、鉄道駅や市内各拠点、公共施設等へのアクセスを強化する幹線道路を「都市内軸」とします。

③ 水と緑の中心軸

良好な自然環境の水と緑が連なり、生物多様性が保全されるとともに、まちにうるおいを与え、市民の憩いの場となる江戸川や中川などの河川を「水と緑の中心軸」とします。

■ 将来都市構想図

